

東三河広域連合公告第 83 号

公告

一般競争入札を下記のとおり行う。

令和 7 年 9 月 26 日

東三河広域連合長 長坂 尚登

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

行政情報管理システム用パソコン賃貸借（203102）

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(4) 業務場所

東三河広域連合の指定する場所

2 入札参加資格

一般競争入札参加資格は、入札書提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「構成市町村」という。）のいずれかにおいて入札参加資格を有し、営業種目の大分類：役務の提供等、中分類：リース・レンタル、小分類：情報関連機器（パソコン。小型プリンタ等）に登録されている者。

(3) 構成市町村の入札参加資格において、申請内容及び提出書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (4) 構成市町村のいずれかにおいて、物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において、東三河広域連合又は構成市町村のいずれかから入札参加停止措置に付されていないこと。
- (6) 本入札の公告の日から落札決定の日の期間において「東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 27 年 5 月 1 日付け締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 落札決定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 入札参加にあたり、調達機器・保守対応拠点申請書の提出を行い、情報企画課が発行した調達機器・保守対応拠点確認書を受領したこと。

3 入札に関する事項

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東三河広域連合 総務部 総務課（豊橋市 総務部 情報企画課内）

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

担当：永井、八重樫

電話：0532-35-2080

ファックス：0532-56-5119

電子メールアドレス：somu-system@union.higashimikawa.lg.jp

(2) 開札日時

令和 7 年 10 月 30 日（木）午前 10 時から

(3) 開札場所

豊橋市役所 西館 6 階 情報企画課

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 10 月 29 日（水）必着

(5) 入札書の提出先

(1)の担当部局と同じ

(6) 入札書の提出方法

入札書（様式第 1 号）を入札書用封筒に厳封のうえ、郵送又は持参にて提出すること。

※入札書用封筒の作成方法は、添付の参考のとおりとすること。

※郵便の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は、書留郵便に準ずるものとする。

（信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同法同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供するものの）

(7) 入札保証金

免除

(8) 契約保証金

免除

(9) 最低制限価格

無

(10) 質問期間及び方法

仕様等に関する質問は令和 7 年 10 月 7 日（火）正午までに担当部局宛てメールにて連絡すること

（なお、メールした旨も問合せ先まで電話連絡をすること）。回答は令和 7 年 10 月 14 日（火）までに周知する。

(11) 入札の無効

東三河広域連合契約規則第 4 7 条に該当する入札は無効とする。

(12) 入札参加資格の確認及び理由書の通知

入札参加資格は、入札後確認型で行う。

入札参加資格の確認の結果、資格がないと認められた場合には、その理由を通知する。この通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、該当理由について、書面により説明を求めることができる。なお、書面の様式は自由とする。

(13) 入札の回数

入札の回数は初度分を含めて3回までとする。

(14) 再度入札

再度入札となった場合は、改めて提出期限を示すものとする。

(15) 契約書作成の要否

要する

4 その他

- (1) この入札による契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は当該契約を解除できるものとする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には仕様書記載の賃貸借期間にかかる総額を記載すること。
- (4) 金額の頭には必ず「¥」又は「金」を付すること。
- (5) 東三河広域連合指定の入札書様式を使用すること。
- (6) 入札の執行にあたり、本連合にて事前に各参加者が選定した機種の仕様等を確認するため、別添「調達機器・保守拠点申請書」及び製品カタログ等仕様がわかる資料（電子データ可、該当箇所をマーカーで強調）を令和7年10月20日（月）17時までにメール送信後、電話連絡をすること。提出後、令和7年10月23日（木）までに選定した機種の承認等について回答する。

- (7) 電子メール等の通信事故について、東三河広域連合は一切の責めを負わないものとする。
- (8) 東三河広域連合に談合情報が寄せられた場合で、談合の疑いが強いと東三河広域連合契約審査会が認めた場合は、すでに行われた入札を無効とすることがある。
- (9) 本案件の入札等に関し、談合その他の不正行為が明らかになったときは、東三河広域連合契約規則に基づき、賠償金を請求する場合がある。なお、契約の履行が完了した後等においてもこれを適用する。
- (10) 暴力団排除について、落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合東三河広域連合は一切の損害賠償の責めを負わない。また、契約履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (11) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位について、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (12) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できない。

入札書用封筒の作成方法

表面

入札書在中

契 約 名 行政情報管理システム用パソコン賃貸借（２０３１０２）

設置場所 東三河広域連合の指定する場所

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

裏面 ※押印不要

- ※ 上記入札用封筒を郵送用封筒に入れて郵送すること。
- ※ 持参の場合は郵送用封筒は不要です。（上記入札用封筒には入れて下さい）